

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則 の一部を改正する省令の概要

1. 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号。以下「第 15 次地方分権一括法」という。）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）において、条例の公布に当たって普通地方公共団体の長が行うこととされている署名について、総務省令で定める署名に代わる措置によることが可能とされました。これに伴い、当該措置を定める等所要の規定の整備を行うため、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 43 号）を改正するもの。

2. 改正概要

条例の公布に当たって普通地方公共団体の長が行うこととされている署名について、総務省令で定める署名に代わる措置を、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号イに規定する電子署名とするほか、これに伴う所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

第 15 次地方分権一括法の公布の日（令和 7 年 5 月 16 日）